

D 事案及び新規事案について

1 経緯

平成 15 年 11 月に公表されたフォローアップ調査において D 分類とされた事案については、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成 15 年 12 月 16 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）において、環境省に設置された毒ガス情報センターにおいて継続的に情報提供を受け付け、分析することとされている。

また、毒ガス情報センターにおいて継続的な毒ガスに関する情報を収集した結果、別添のとおり、新規の毒ガスに関する情報が提供されたところである。

これらについて、今般の B / C 事案の評価作業と併せて、評価・分析を行った結果は、次のとおりである。

2 分析・評価の結果

D 分類事案については、特段、新たに対応を必要とするような新規の情報はない。

フォローアップ調査公表後の新規として、別添の情報が提供された。

これらの事案については、今般、B / C 事案の評価と併せて、評価基準に基づき評価した結果は次のとおりである。

- ・〔区分 〕に該当するような切迫した危険性を有するものとして、緊急の対応が求められる事案は、存在しなかった。
- ・〔区分 〕に該当し、特に現段階での切迫した危険性はないものの、念のため日常生活上の安全性を確認するために、土壌等の環境調査を行う等の対応が必要な事案は、2 事案存在した。

米沢市郊外事案、都城市事案

- ・このほか、

〔区分 〕に該当し、現時点では情報不足であり、引き続き、新たな情報収集を行うべき事案は、3 事案

岩沼市事案、福島県内事案、千葉県内事案

〔区分 〕に該当し、現時点で特段の対応を行う必要性が認められない事案は、2 事案

千葉市（農場）事案、横浜市（谷戸田注填工場）事案

である。

3 今後の対応

上記2の評価結果に基づき、対応が必要とされた事案については、17年度において、B / C事案とともに所要の対応を行うこととする。